株式会社アズーム　定　款

第1章　総則

(商号)

第1条　当会社は、株式会社アズームと称し、英文ではAZOOM CO.,LTDと表示する。

(目的)

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1　インターネットを活用した事業開発
2　インターネットメディア開発及び運用
3　駐車場の管理運営並びにその紹介業務
4　不動産の売買、仲介、管理並びに賃貸
5　上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機　関)

第4条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会
(2)　監査役
(3)　監査役会
(4)　会計監査人

(公告の方法)

第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株式

(発行可能株式総数)

第6条　当会社の発行可能株式総数は、9,600,000株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　株主総会

（招集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月 30 日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 18 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10 年間本店に備え置く。

第 4 章　取締役及び取締役会

（員数）

第 19 条　当会社の取締役は 10 名以内とする。

（選任方法）

第 20 条　取締役は、株主総会において選任する。

２ 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

３ 前項の選任決議については、累積投票の方法によらない。

（任期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 26 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれ

に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役に対する報酬等)

第 28 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、会社法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章　監査役及び監査役会

(員　数)

第 30 条　当会社の監査役は、４名以内とする。

(選任方法)

第 31 条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任　期)

第 32 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)
第33条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)
第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)
第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)
第 36 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)
第37条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(報酬等)
第 38 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)
第39条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

(会計監査人の選任)
第 40 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 42 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章　計算

(事業年度)

第 43 条　当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年９月 30 日までの年１期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 45 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月 31 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 46 条　剰余金の配当は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の配当金には、利息をつけない。

第 8 章　附則

(法令の準拠)

第 47 条　この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。